

佐賀県立特別支援学校の就学区域に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 29 年 3 月 31 日

佐賀県教育委員会教育長 古 谷 宏

佐賀県教育委員会規則第 4 号

佐賀県立特別支援学校の就学区域に関する規則の一部を改正する規則

佐賀県立特別支援学校の就学区域に関する規則（平成 21 年佐賀県教育委員会規則第 3 号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前				改正後			
別表（第 2 条関係）				別表（第 2 条関係）			
学校	障害種別	部	就学区域	学校	障害種別	部	就学区域
佐賀県立金立特別支援学校	肢体不自由	小学部 中学部 高等部	佐賀市、多久市、小城市、 <u>神崎市及び吉野ヶ里町</u>	佐賀県立金立特別支援学校	肢体不自由	小学部 中学部 高等部	佐賀市、多久市、小城市 <u>及び神崎市</u>
佐賀県立大和特別支援学校	知的障害	小学部 中学部 高等部	佐賀市、多久市、小城市、 <u>神崎市及び吉野ヶ里町</u>	佐賀県立大和特別支援学校	知的障害	小学部 中学部 高等部	佐賀市、多久市、小城市 <u>及び神崎市</u>
略				略			
佐賀県立中原特別支援学校	知的障害	小学部	上峰町及びみやき町	佐賀県立中原特別支援学校	知的障害	小学部	吉野ヶ里町、上峰町及びみやき町
		中学部				中学部	
	高等部	鳥栖市、基山町、上峰町及びみやき町	高等部		鳥栖市、 <u>吉野ヶ里町</u> 、基山町、上峰町及びみやき町		
	肢体不自由	小学部 中学部 高等部	鳥栖市、基山町、上峰町及びみやき町		肢体不自由	小学部 中学部 高等部	鳥栖市、 <u>吉野ヶ里町</u> 、基山町、上峰町及びみやき町
略				略			
略				略			

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成29年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正後の佐賀県立特別支援学校の就学区域に関する規則（以下「改正後の規則」という。）の規定は、平成29年4月1日以降に特別支援学校に入学する者から適用し、同日前に入学した者については、改正後の規則の規定にかかわらず、なお従前の例による。